

教育職員検定により新教育領域を追加する場合（施行規則第7条第5項）

## 特別支援学校 二種免許状(領域追加)の所要資格

### 1 必要とする免許状

- (1) 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状
- (2) 東京都教育委員会が発行した特別支援学校又は盲・ろう・養護学校教諭免許状のうち 何れかの二種免許状

### 2 上記1(1)の免許状取得後の在職年数：1年

### 3 必要単位数

科目名			最低修得単位		
特別支援教育に関する科目	第二欄	<b>特別支援教育領域に関する科目 ※1 ※2</b>  ○視・聴の単位を修得する際には、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「 <b>心理、生理、病理</b> 」に関する科目及び「 <b>教育課程、指導法</b> 」に関する科目について、 <u>それぞれ1単位以上</u> を修得  ○知・肢・病の単位を修得する際には、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「 <b>心理、生理、病理</b> 」及び「 <b>教育課程、指導法</b> 」の内容を含む科目について <u>1単位以上</u> を修得	視・聴・知・肢・病のうち追加の定めを受けようとする領域	視	2
				聴	2
				知	1
				肢	1
				病	1

※1：教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

※2：知的障害者に関する教育の領域における教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

### 4 単位修得機関

特別支援教育に関する科目の単位は、特別支援学校のそれぞれ取得しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科（文部科学省から認定を受けた課程）や認定講習等で修得してください。

なお、必要科目の単位を修得できるように、大学等から履修指導を受けてください。

## 5 実務経験

- ・非常勤の期間は5割換算となります。
- ・上記1(1)の免許状に対応した特別支援学校のそれぞれの担当学部（幼・小・中・高）での実務経験も使用することができます。
- ・小学校（特別支援学校小学部を除く。）での「専科教員」としての実務経験も使用することができます。
- ・1(1)の免許状及び校種が複数の場合、実務経験を合計することができます。

例：中学校及び高等学校の普通免許状を所有し、中学校で非常勤講師として1年、特別支援学校（知的障害）の高等部で非常勤講師として1年の実務経験を有する。

※学校教育法上の「教員」（「教諭」、「講師」等）としての任用であるか不明の場合、必ず雇用先に確認してください。任用形態について、免許係では確認できません。

## 6 人物・身体の検定

第5条の2第3項の教育職員検定により免許状を申請する場合は、単位の修得に加え、人物及び身体の検定（ともに書類審査）に合格することが条件となります。